

院内感染対策に関する取組事項

1. 院内感染対策に関する基本的な考え方

感染防止対策は、安心・安全な医療提供の基盤となるものです。

当院は、感染防止対策を病院全体として取り組み、病院に係る全ての人々を対象として、院内感染発生の予防と発生時の速やかな対応を行うことに努めます。

2. 院内感染対策のための委員会その他の該当病院等の組織に関する基本的事項

当院における感染防止対策に関する意思決定機関として、感染防止対策委員会を設置し、毎月1回会議を行い感染防止対策に関する事項を検討します。

また、感染防止対策チーム（ICT）を委員会内に設置し、感染防止対策の実務を行います。

3. 院内感染対策のための従業者に対する研修に関する基本方針

当院では、職員の感染防止対策に関する意識・知識・技術の向上を図るため、全職員を対象とした研修会・講習会を年2回以上行っています。

4. 感染症の発生状況の報告に関する基本方針

当院では、微生物検査結果から微生物の検出状況を把握し、毎月開催される感染対策委員会に報告します。感染対策委員会では、必要に応じ感染対策の周知や指導を行います。

5. 院内感染発生時の対応に関する基本方針

感染症患者さまが発生または疑われる場合は、感染防止対策チーム（ICT）が感染対策に速やかに対応します。また、必要に応じ、通常時から協力関係にある地域の他医療機関や保健所と速やかに連携し対応します。

6. 患者さま等に対する該当指針の閲覧に関する基本方針

本取組事項は院内に掲示し、患者さまおよびご家族さまなどから閲覧の求めがあった場合はこれに応じます。

7. その他の当院における院内感染対策の推進のために必要な基本方針

院内感染防止対策の推進のため、「院内感染対策マニュアル」を作成し、職員への周知徹底を図るとともに、マニュアルの見直し、改定を行います。

2015年4月1日

